

東海学生陸上競技連盟役員に関する細則

第1章 総則

第1条 この細則は、本連盟規約第4章の各条文に基づき、役員について以下のように定める。

第2章 役員の種別

第2条 規約第11条1項に示す「加盟校の学生以外の関係者」を「役員」、2項に示す「加盟校の学生」を「学生役員」と称す。

第3章 役員

第3条 役員の選出方法

役員は、選考小委員会で推挙する。選考小委員会は、役員8名以内（会長、副会長、ヘッドコーチ、評議員3名）、学生三役で構成する。すべての役員は役員総会で承認されて決定する。

第4条 役員の推薦基準

役員総会に推薦される役員の基準は次の通りとする。

1. 会長 本連盟の発展に寄与できる者。
2. 副会長 会長の補佐ができる者。
3. 最高顧問 本連盟の会長経験者で、永く本連盟に貢献できる者。
4. 顧問 愛知、岐阜、三重、静岡の各陸上競技協会会長のほか、永く本連盟に貢献できる者。
5. 参与 評議員を退いた者で、本連盟の発展に寄与できる者。
6. ヘッドコーチ 評議員を2期以上経験した加盟大学の指導者で、本連盟の競技力向上、運営の円滑化に寄与でき、学生役員の指導ができる者。
7. 評議員 (1) 愛知、岐阜、三重、静岡の各陸上競技協会理事長。
(2) 本連盟加盟大学関係者 本連盟加盟大学の関係者で、本連盟の発展に寄与できる者。
(3) 本連盟関係者 本連盟の学生役員経験者で参事を2期以上経験した者。
(4) 強化担当推薦者 本連盟の競技力向上のために強化委員会から推薦を受けた者。
(5) その他の推薦者 本連盟の運営に寄与でき、評議員会が特に推薦する者。
8. 参事 本連盟の学生役員経験者で、本連盟の運営に協力できる者。
9. 監事 評議員を2期以上経験し、本連盟の活動趣旨、事業内容を熟知した者。

第5条 役員の定員

各役員の定員は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以内
3. 最高顧問 3名以内
4. 顧問 10名以内
5. 参与 10名以内
6. ヘッドコーチ 1名
7. 評議員 規約に定められた各県陸上競技協会理事長のほか30名以内。うち、本連盟大学関係者15名程度、本連盟関係者6名程度、強化担当推薦者6名程度、その他の推薦者3名程度を基準とする。
8. 参事 10名以内
9. 監事 2名

第6条 役員の任期

各役員の任期は1期2年とし、改選年度の4月1日から翌々年の3月31日までとする。再任は妨げない。ただし、最長で下記の任期とする。特殊な事情が生じた場合は、この限りではない。

1. 会長 4期（8年）
2. 副会長 3期（6年）
3. ヘッドコーチ 5期（10年）
4. 監事 2期（4年）ただし、1期ごとに1人ずつ互選する

定年は、会長のみ75歳とし、その他の役職は70歳とする。定年を越えて再選出はしない。
また、任期中一度も評議員会に出席していない評議員は原則として、次期役員に選出しない。
ただし、特別な事情については考慮する。

第7条 役員の職務

各役員の職務は次の通りとする。

1. 会 長 本連盟の業務を総括し、本連盟を代表する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長がその職務を果たせない場合は、これを代行する。また、本連盟の業務が円滑に進められるように、上部団体・関係団体との調整を行う。
3. 最高顧問 本連盟の重要事項に対し会長の諮問に応じる
4. 顧 問 本連盟の重要事項に対し会長の諮問に応じる。
5. 参 与 本連盟の重要事項に対し諮問に応じる
6. ヘッドコーチ 本連盟の競技力向上のための強化にあたり、本連盟の業務が円滑に進められるよう、上部団体・関係団体との調整や本連盟内の各専門委員会や学生役員への指揮、指導にあたる。
7. 評議員 本連盟の業務事項を決定し執行する。各専門委員会に所属し、本連盟の業務遂行に協力する。
8. 参 事 本連盟の業務に協力し、学生役員の指導および業務状況に関する相談に応じる。また、評議員会に出席することもできる。更に各専門委員会の委員長より推薦がある場合は、その専門委員会に所属する事ができる。
9. 監 事 規約、会計に関する細則に則り、業務監査及び財政監査を実施し、評議員会及び役員総会に対し、監査報告を行う。

第4章 学生役員

第8条 学生役員の選出方法

すべての学生役員は、任期満了前に開催される幹事会で推薦された者が、次の役員総会で承認されて決定する。ただし、幹事長、秘書、会計（以下三役という）については評議員会の承認を経て役員総会に上程されるものとする。

第9条 学生役員の推薦基準

役員総会に推薦される役員の推薦基準は次の通りとする。

1. 幹事長 常任幹事として1年以上の経験があり、本連盟の活動趣旨をよく理解し、他の学生役員からの信頼が厚い者。
2. 秘 書 常任幹事として1年以上の経験があり、幹事長の業務補佐や代行ができる者。
3. 会 計 経理に関する知識や経験があり、本連盟の財務処理が正確に遂行できる者。
4. 常任幹事 本連盟の目的達成のため、日常的に業務に当たる意志のある者（愛知県内に通学若しくは在住の者が望ましい）。
5. 幹 事 本連盟の目的達成のための業務に当たる意志のある者。

常任幹事のうち、専門部長の推薦基準については次の通りとする。

1. 資格審査部長 本連盟並びに関係団体の登録に関する規程や競技会参加資格を理解している者。
2. 審判部長 競技会の運営や審判員の役割を理解している者。
3. 記録情報処理部長 コンピューター、ネットワーク及び通信の心得がある者。
4. 広告部長 社会的に良識のある礼儀、礼節をもち、行動力及び実行力のある者。

第10条 学生役員の定員

各役員の定員は次の通りとする。

1. 幹事長 1名
2. 秘 書 1名
3. 会 計 1名
4. 常任幹事 10名以内
5. 幹 事 20名程度

第11条 学生役員の職務

1. 三役についての職務は規約第21条1項、2項、3項に示すとおりとする。
2. 常任幹事は規約第21条4項に基づき、本連盟の日常的な業務の遂行にあたる。
3. 幹事は規約第21条5項に基づき、本連盟の主催、主管する事業の準備や当日の業務にあたる。

第12条 幹事会における専門部

規約第21条6項に基づき、幹事会に次の専門部を設け、業務を分掌し遂行する。

1. 資格審査部

学生競技者の登録業務を行う。また、競技会参加者の資格審査を行う。評議員会の強化委員会と協力し業務を遂行する。

2. 審判部

本連盟主催の競技会で審判編成、委嘱、当日の管理を行うと共に、学生の審判資格の取得、資質の向上に努める。評議員会の審判指導委員会と協力し業務を遂行する。

3. 記録情報処理部

本連盟の認定する記録の収集と処理にあたる。また、本連盟の主催、主管する大会において、コンピューターによる情報処理を行う場合は、そのデータ作成から運用、リザルト作成までを担当する。更に、本連盟の運用するホームページの管理を行う。評議員会の総務委員会及び強化委員会と協力し業務を遂行する。

4. 広告部

本連盟の主催、主管する事業において、プログラム広告や協賛金、寄付金、加盟校の広告補償料の管理などを行う。募集のみならず、会計と協力して集金の業務も行う。評議員会の総務委員会と協力し業務を遂行する。

第13条 幹事の業務参加について

日常的な業務は、常任幹事によって遂行されるが、本細則11条3項に定める業務は各専門部に属するものが多いため、幹事も各専門部に所属させる。専門部長が業務の遂行上、必要と認めた場合は、幹事長の承認を経て幹事を招集することができる。

平成17年11月24日 制定

平成17年11月25日 施行

平成21年 2月 8日 改訂

平成22年 2月21日 改訂

令和 元年10月 5日 改訂

令和 3年 4月 2日 改訂